

大牟田市短期集中予防サービス（介護予防・日常生活支援総合事業）の実施について

1. 対象者等

(1) 対象者

- ・介護保険サービスの利用について初めて相談する人
- ・事業対象者、要支援1・2の認定のある人

(2) 利用料

無料

2. 事業開始時期について

(1) 相談・申請受付

- ・令和8年8月1日以降の相談から、短期集中予防サービスの利用を前提に対応
- ・令和8年9月1日付け申請分から、短期集中予防サービスの利用を前提に受付

(2) サービス提供

- ・令和8年10月1日からサービス提供開始

※サービス提供事業所（地域包括支援センター担当区域ごと）

中央地区地域包括支援センター	白川病院
手鎌地区地域包括支援センター	みさき病院
吉野地区地域包括支援センター	みさき病院
三池地区地域包括支援センター	大牟田天領病院
三川地区地域包括支援センター	菅原病院
駛馬・勝立地区地域包括支援センター	第二病院

3. 事業の流れについて

